令 和 4 年

奈良市議会9月定例会 提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第	將	3 9	号	令和3年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率		
				の報告について		1
11 E	第	4 0	号	令和3年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比		
				率の報告について		2
<i>"</i>	第	4 1	号	令和3年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい		
				T	(別冊	計)
11 E	第	4 2	号	令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入		
				歳出決算の認定について	(別冊	∄)
11 E	第	4 3	号	令和3年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算		
				の認定について	(別冊	∄)
" E	第	4 4	号	令和3年度奈良市土地区画整理事業特別会計歲入歲出		
				決算の認定について	(別冊	∄)
11 E	第	4 5	号	令和3年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認		
				定について	(別冊	∄)
n 5	將	4 6	号	令和3年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会		
				計歳入歳出決算の認定について	(別冊	∄)
n 5	將	4 7	号	令和3年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決		
				算の認定について	(別冊	∄)
11 E	第	4 8	号	令和3年度奈良市病院事業会計決算の認定について	(別冊	})
11 E	第	4 9	号	令和3年度奈良市水道事業会計決算の認定について	(別冊	})
11 E	第	5 0	号	令和3年度奈良市下水道事業会計決算の認定について	(別冊	})
<i>"</i>	第	5 1	号	奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平		
				成28年度~令和3年度)の報告について		3
11 E	第	5 2	号	市長専決処分の報告について		4
11 E	第	5 3	号	市長専決処分の報告について		6
n 5	第	5 4	号	市長専決処分の報告について	••••	8
n 5	第	5 5	号	市長専決処分の報告について		10
// 答	將	5 6	号	市長専決処分の報告について		12

奈良	市報告	第	5 ′	7	号	市長専決処分の報告について	14
	"	第	5 8	8	号	市長専決処分の報告について	16
	"	第	5 9	9	뭉	市長専決処分の報告について	18
	"	第	6 (С	뭉	市長専決処分の報告について	20
	"	第	6	1	号	市長専決処分の報告について	22
	"	第	6 2	2	号	市長専決処分の報告について	24
	"	第	6	3	号	市長専決処分の報告について	26
奈良	市議案	美第	6 3	3	号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて	28
	"	第	6	4	뭉	令和4年度奈良市一般会計補正予算(第3号)	30
	"	第	6 5	5	号	令和4年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第	
						1 岁)	35
	"	第	6	6	뭉	令和4年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)	37
	"	第	6 ′	7	号	令和4年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)	87
	"	第	6 8	8	뭉	令和4年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)	92
	"	第	6 9	9	号	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ	
						いて・・・・・	101
	"	第	7 (С	号	職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例	
						の一部改正について	105
	"	第	7	1	号	奈良市職員の定年等に関する条例の一部改正について	107
	"	第	7 2	2	号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正に	
						ついて	118
	"	第	7 :	3	뭉	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に	
						ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
	"	第	7	4	뭉	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正につい	
						T	124
	"	第	7 :	5	뭉	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関	
						する条例の制定について	130
	"	第	7 (6	号	奈良市手数料条例の一部改正について	134
	"	第	7	7	号	奈良市障害者歯科診療所条例の制定について	137
	"	第	7 8	8	号	奈良市立応急診療所条例の一部改正について	139

奈良市議案	第	7 9	号	奈良市立学校設置条例の一部改正について	140
"	第	8 0	号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の	
				一部改正について	141
"	第	8 1	号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ	
				<i>いて</i>	143
"	第	8 2	号	令和3年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処	
				分について	144
"	第	8 3	号	財産の取得について	145
"	第	8 4	号	財産の取得について	146
"	第	8 5	号	工事請負変更契約の締結について	147
"	第	8 6	号	工事請負契約の一部変更について	153
"	第	8 7	号	和解及び損害賠償の額の決定について	154
"	第	8 8	号	損害賠償の額の決定について	155
"	第	8 9	号	公平委員会の委員の選任について	156
奈良市諮問	第	7	号	人権擁護委員の候補者の推薦について	158
"	第	8	号	人権擁護委員の候補者の推薦について	160
"	第	9	号	人権擁護委員の候補者の推薦について	162

奈良市報告第39号

令和3年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の 規定により、令和3年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付 けて次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

(単位:%)

比 率 名	令和3年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	_	11.25
連結実質赤字比率	_	16.25
実質公債費比率 (3か年平均)	9.9	25.0
将来負担比率	103.7	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「一」と記載している。

奈良市報告第40号

令和3年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

(単位:%)

	会計の名称	令和3年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
	水道事業会計	_	
法適用	下水道事業会計	_	20.0
/13	病院事業会計	_	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「一」と記載している。

奈良市報告第51号

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成28年度 ~令和3年度)の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成28年度~令和3年度)について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成22年奈良市条例第20号)第5条の規定により、次のとおり報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況(平成28年度~令和3年度)(別冊)

奈良市報告第52号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年6月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月28日午前9時20分頃、奈良市中山町地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車が相手方所有の掲示板と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 175,450円

奈良市報告第53号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月15日午後8時18分頃、奈良市小倉町地内において発生した、市道の穴 ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解 により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 33,220円

奈良市報告第54号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月21日午後3時25分頃、奈良市大宮町二丁目地内において発生した、本市の公用車が歩行中の相手方と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 128,724円

奈良市報告第55号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年4月25日午前7時15分頃、奈良市都祁白石町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車の底面が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 55,802円

奈良市報告第56号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月9日午前7時30分頃、奈良市都祁白石町地内において発生した、市道上 の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故 について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 96,210円

奈良市報告第57号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年4月4日午前4時40分頃、奈良市西木辻町地内において発生した、本市の救 急自動車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の 額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,000円

奈良市報告第58号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月26日午前2時28分頃、奈良市右京一丁目地内において発生した、本市の救急自動車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害 賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 112,706円

奈良市報告第59号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 358,920円

奈良市報告第60号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が普通自動車と接触し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 36,905円

奈良市報告第61号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が普通自動車と接触し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 36,815円

奈良市報告第62号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月31日午前2時頃、奈良市中町地内において発生した、本市所有の道路用地からの倒木により、民家の屋根が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 334,400円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年8月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月25日午後3時頃、奈良市あやめ池南一丁目地内において発生した、市道高架底面から剥がれ垂下した鉄板により、走行していた相手方のトラックの荷台が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 156,750円

市長専決処分の報告及び承認を 求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。 令和4年7月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年1月21日午後2時10分頃、奈良市大安寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,639,175円

令和4年度奈良市一般会計 補正予算(第3号)

令和4年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,913,437千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,568,584千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地 方 交 付 税		17,600,000	千円 489,798	18,089,798
	1. 地方交付税	17,600,000	489,798	18,089,798
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		2,570,288	8,600	2,578,888
	1. 使 用 料	1,777,891	8,600	1,786,491
16. 国庫支出金		31,834,036	1,443,133	33,277,169
	1. 国庫負担金	21,054,590	491,454	21,546,044
	2. 国庫補助金	4,017,253	604,947	4,622,200
	4. 国庫交付金	6,615,569	346,732	6,962,301
17. 県 支 出 金		10,237,299	34,406	10,271,705
	2. 県 補 助 金	2,153,827	28,206	2,182,033
	4. 県 交 付 金	1,547,503	6,200	1,553,703
20. 繰 入 金		396,647	4,549,333	4,945,980
	2. 基金繰入金	392,493	4,549,333	4,941,826
21. 繰 越 金		289,830	2,010,167	2,299,997
	1. 繰 越 金	289,830	2,010,167	2,299,997
23. 市 債		9,352,500	2,378,000	11,730,500
	1. 市 債	9,352,500	2,378,000	11,730,500
歳	合 計	141,655,147	10,913,437	152,568,584

歳 出

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総	務	費		15,394,581	4,693,243	20,087,824

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
			1. 総 オ	务 管 理	費	10,988,668	_{千円} 638,843	11,627,511
			2. 企	画	費	1,774,553	4,054,400	5,828,953
3. 民	生	費				66,253,437	1,265,700	67,519,137
			1. 社会	会福祉	費	30,380,749	343,720	30,724,469
			2. 児ュ	童福祉	費	22,847,232	827,258	23,674,490
			3. 生 泊	舌 保 護	費	12,834,590	94,722	12,929,312
4. 衛	生	費				13,132,593	2,373,823	15,506,416
			1. 保色	建衛生	費	5,639,712	1,668,371	7,308,083
			2. 保	健 所	費	1,658,391	572,752	2,231,143
			3. 清	掃	費	5,685,819	132,700	5,818,519
5. 労	働	費				103,590	11,300	114,890
			1. 労	働諸	費	103,590	11,300	114,890
7. 商	工	費				1,454,495	63,900	1,518,395
			1. 商	エ	費	1,454,495	63,900	1,518,395
8. 観	光	費				1,070,110	44,300	1,114,410
			1. 観	光	費	1,070,110	44,300	1,114,410
9. 土	木	費				9,909,439	26,000	9,935,439
			2. 道旨	烙橋 梁	費	3,532,087	26,000	3,558,087
10. 消	防	費				4,073,146	219,200	4,292,346
			1. 消	防	費	4,073,146	219,200	4,292,346
11. 教	育	費				10,976,460	1,639,386	12,615,846
			1. 教育	育総務	費	3,123,616	5,000	3,128,616
			2. 小	学 校	費	1,335,280	1,006,980	2,342,260

	款				項			補正前の額	補	正額	計
			3.	中	学	校	費	千円 863,821		571,806	1,435,627
			5.	幼	稚	袁	費	805,013		2,000	807,013
			6.	社	会) 育	費	1,293,839		45,400	1,339,239
			7.	保	健(本 育	費	2,614,477		8,200	2,622,677
13. 公	債	費						17,499,875		576,585	18,076,460
			1.	公	ſ	夷	費	17,499,875		576,585	18,076,460
	歳	出	合	Ē	†			141,655,147	1	0,913,437	152,568,584

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

		事						項				期		間	限		度	額	
経	費	見	直	ij	L	茅	É	務	孝	į.	託	令和 4 令和 7	年月年月	度から 度まで	経費見直	し前後 よる増	その支担 経滅額を	ム額差額に と加算した	こ物で額
奈照	良市	中	·体 設	育負	官 · 備		央賃		二 体 借	育		令和 4 令和 5						7,5	千円 500
地	域	子育	て	支	援	拠	点	事	業	委	託	令和 4 令和 9						532,2	260

第3表 地方債補正

1. 追加分

起	債	0)	目	的	限	度	額	起作	責ℓ	方法	利	率	償	還	0)	方	法
文化扌	 長興	施設	整備	事 業		29,0	千円	普又		貸借 は発行	(利率 方式利率 しおい	った後 ては、 後の利	融資条 他の協 財政の を短縮	件合定都し利にに合いに	よは、 よに し し し し	、そかが、	は行債に置置してのの者市間還と
		計				29,0	000										

2. 変更分

切 建 の 日 始	限	度	額
起債の目的	補 正	前	甫 正 後
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	701,	500	1,024,000
スポーツ施設整備事業	208,	000	421,800
福祉施設整備事業	347,	400	386,000
保健衛生施設整備事業	62,	000	71,100
商工施設整備事業	4,	000	67,900
観光施設整備事業	61,	400	94,800
消防施設整備事業	167,	600	239,000
教育振興施設整備事業	54,	600	59,400
義務教育施設整備事業	261,	400	1,820,700
社会教育施設整備事業	68,	500	100,700
計	9,352,	500	11,701,500

令和4年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算(第1号)

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,970千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ36,736,970千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款			J	項		補正前の額	補	正額	計
6. 繰	越	金					千円 一		36,970	36,970
			1.	繰	越	金			36,970	36,970
	歳	入	合	計			36,700,000		36,970	36,736,970

(註) 「第6款 諸収入」を「第7款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		_{千円} 39,863	36,970	^{千円} 76,833
	1. 還付及び 還付加算金	39,363	36,970	76,333
歳 出	合 計	36,700,000	36,970	36,736,970

令和4年度奈良市介護保険 特別会計補正予算(第1号)

令和4年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ399,193千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,399,193千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款			Ţ	項		補正前の額	補 正 額	計
7. 繰	越	金					千円 一	千円 399,193	399,193
			1.	繰	越	金		399,193	399,193
	歳	入	合	計			35,000,000	399,193	35,399,193

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸 支 出 金		11,200	399,193	^{千円} 410,393
	1. 償還金及び還付加算金	11,200	399,193	410,393
歳 出	合 計	35,000,000	399,193	35,399,193

1. 一般会計 (1)一般会計歲入歲出補正予算事項別明細書 (第3号)

一黎拓

2, 578, 888 18, 089, 798 33, 277, 169 10, 271, 705 11, 730, 500 152, 568, 584 4,945,980 2, 299, 997 (単位:千円) 489, 798 34, 406 8,600 2,010,167 1, 443, 133 4, 549, 333 2,378,00010, 913, 437 補正額 396, 647 289,830 31, 834, 036 17,600,000 2, 570, 288 10, 237, 299 9, 352, 500 141, 655, 147 補正前の額 $\triangleleft \Box$ 蔌 褫 15 使用料及び手数料 12 地方交付税 16 国庫支出金 歳入 17 県支出金 21 繰越金 20 繰入金 23 市債

(競出)							(単位:千円)
				**	補正額の	財 源 内 訳	
談	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111	李	定財	源	1
				国県支出金	地方債	その他	一板以保
2 総務費	15, 394, 581	4, 693, 243	20, 087, 824	29, 735	565, 300		4,098,208
3 民生費	66, 253, 437	1, 265, 700	67, 519, 137	102, 370	38,600		1, 124, 730
4 衛生費	13, 132, 593	2, 373, 823	15, 506, 416	1, 205, 434	9, 100	8,600	1, 150, 689
5 労働費	103, 590	11, 300	114, 890				11, 300
7 商工費	1, 454, 495	63, 900	1, 518, 395		63, 900		I
8 観光費	1, 070, 110	44, 300	1, 114, 410		33, 400		10,900
9 土木費	9, 909, 439	26,000	9, 935, 439				26,000
10 消防費	4, 073, 146	219, 200	4, 292, 346	140,000	71, 400		7,800
11 教育費	10, 976, 460	1, 639, 386	12, 615, 846		1, 596, 300	15,886	27, 200
13 公債費	17, 499, 875	576, 585	18, 076, 460				576, 585
歳 出 合 計	141, 655, 147	10, 913, 437	152, 568, 584	1, 477, 539	2, 378, 000	24, 486	7, 033, 412
						地方交付税	489, 798
					一般財源内訳 —	繰入金	4, 533, 447
						繰越金	2, 010, 167

2. 蕨入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

-		-	<u> </u>	
(単位:千円)	明			
	ニュニュ		普通交付税	
	<	金額	489, 798 B	
eded		X 分	1 地方交付税	
	- 1		18, 089, 798	18, 089, 798
	補正額		489, 798	489, 798
	補正前の額		17, 600, 000	17, 600, 000
			1 地方交付税	1111111

	(単位:千円)				
		Н	P.1		
		_ 	A7C	大葬場使用料·	
		節	金 額	8,600	
第1項 使用料			区分	1 墓地大葬場 再	
	,	1111	Щ	410, 618	1, 786, 491
		站元婚	佣工段	8,600	8,600
使用料及び手数料		地元部分	備に削める	402, 018	1, 777, 891
第15款 使用料]		П	П	3 衛生使用料	111111111111111111111111111111111111111

第15款 使用料及び手数料

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

千円)			152, 535 154, 500 8, 550			
(単位:千円)	片		感染症発生動向調查事業費負担金 感染症入院患者医療費負担金 結核医療費負担金	感染症予防事業費負担金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
		金 額	315, 585	17, 350	158, 519	
	節	区分	1 保健予防費負担金	4 保健衛生総務 費負担金	6 予防費負担金	
	1111	ш	1,889,972			21, 546, 044
	24 二 24	們正領	491, 454			491, 454
	第一	作工に削りて食	1, 398, 518			21,054,590
	Ш	П	2 衛生費国庫負担金			111111111111111111111111111111111111111

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

ſ						
(単位:千円)			障害者総合支援事業費補助金	放課後児童健全育成事業費補助金	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
		金 額	23, 900	2, 766	578, 281	
	節	区分	2 障害者福祉費 補助金	15 学童保育費補 助金	1 予防費補助金	
	1111	п	2, 190, 532		1, 345, 190	4,622,200
•	站元始	佣工负	26, 666		578, 281	604, 947
	地元計分類	(用工・門) ノ(現	2, 163, 866		766, 909	4, 017, 253
***	П	П	2 民生費国庫補助金		3 衛生費国庫補助金	1 HILL

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

ı					
(単位:千円)	出		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
•		金 額	299, 234	47, 498	
	節	区分	1 一般管理費国 庫交付金	2 高聯者福 及 全 金 金 金 金 金 金 金 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	
	1111	п	2, 723, 970	3, 510, 955	6, 962, 301
•	大击,丁· 夕百	佣工权	299, 234	47, 498	346, 732
	据 元 部 の を	出しまって収	2, 424, 736	3, 463, 457	6, 615, 569
	П	П	1 総務費国庫交付金	2 民生費国庫交付金	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位:千円)					
	出	F,			
#	ዋንፎ	老人福祉施設等施設整備費補助金	放課後児童健全育成事業費補助金		
		金額	25, 440	2,766	
	節	区分	3 高齢者福祉施 設整備事業費 補助金	9 学童保育費補助金	
•	-1	ш	1,907,528		2, 182, 033
•	指元婚	備上领	28, 206		28, 206
	補正前の額		1, 879, 322		2, 153, 827
	田		2 民生費県補助金		ᆛ봍

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

$\widehat{\mathbb{H}}$					
(単位:千円)			新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	教育支援体制整備事業費交付金	
		額	3,000	3, 200	
		金			
	節	区分	1 保健衛生総務 費交付金	1 幼稚園費交付金	
	1111	Щ	41, 350	113, 200	1, 553, 703
	3年·元 96	佣工戗	3,000	3, 200	6, 200
	地江州分館	作工に削りが食	38, 350	110, 000	1, 547, 503
	П	Ħ	3 衛生費県交付金	6 教育費県交付金	十二

第17款 県支出金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(田)						
(単位:千円)	H	<u> </u>				
			<i>্</i> শ		.4N	
	1111	п⁄С	財政調整基金繰入金	練入金	教育振興基金繰入金	
				減債基金繰入金		
		額	4,000,000	533, 447	15, 886	
	節	金				
	(分	財政調整基金 繰入金	減債基金繰入 金	教育振興基金	
			1	1	1	
	_1	П	4,000,000	543, 726	18, 951	4, 941, 826
			00	21	98	33
	地工館	佣工领	4,000,000	533, 447	15, 886	4, 549, 333
•	おいまりを	作工に引くが		10, 279	3,065	392, 493
			2繰入金	●	·	
	П	П	1 財政調整基金繰入金	2 減債基金繰入金	5 教育振興基金繰入金	+

第20款 繰入金

	1	$\overline{}$	\neg		\neg
	(単位:千円)		品		
			克	歲計剰余繰越金	
			金 額	2, 010, 167	
第1項 繰越金		節	区分	1 繰越金	
		1111	1—	2, 299, 997	2, 299, 997
		1000年	備正領	2,010,167	2,010,167
		現の非上井	(桐正則の)領	289, 830	289, 830
第21款 繰越金		п	ш	繰越金	TIPE TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL TOT

第21款 繰越金

市債 第23款

市債 第1項

	 						(単位:千円)
ш	おに許の婚	地工を	1111	節		꼬빼	H
П	備上別グ徴	備上領	п	区分	金 額	_በ ፖር	<u> </u>
1 総務債	909, 500	565, 300	1, 474, 800	1 庁舎等施設整 備事業債	322, 500	庁舎等施設整備事業債	
				2 文化振興施設 整備事業債	29, 000	文化振興施設整備事業債	
				3 スポーツ施設整備事業債	213, 800	スポーツ施設整備事業債	
2 民生債	360, 600	38, 600	399, 200	1 福祉施設整備 事業債	38, 600	高齢者福祉施設整備事業債 児童福祉施設整備事業債	2, 500 36, 100
3 衛生債	216, 200	9, 100	225, 300	1 保健衛生施設 整備事業債	9, 100	保健衛生施設整備事業債	
5 商工債	4,000	63, 900	67, 900	1 商工施設整備 事業債	63, 900	內工施設整備事業債	
6 観光債	61, 400	33, 400	94, 800	1 観光施設整備 事業債	33, 400	観光施設整備事業債	
8 消防債	167, 600	71, 400	239, 000	1 消防施設整備 事業債	71, 400	消防施設整備事業債	
9 教育債	583, 100	1, 596, 300	2, 179, 400	1 教育振興施設 整備事業債	4,800	教育振興施設整備事業債	
				2 義務教育施設 整備事業債	1, 559, 300	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	993, 500 565, 800
				4 社会教育施設 整備事業債	32, 200	生涯教育施設整備事業債 文化施設整備事業債	21, 300
1 -	9, 352, 500	2, 378, 000	11, 730, 500				
第23款 市債							

3. 歲 出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位:千円)		明			28,400 管理経費 6,800	1,500						量	9,000 -等管理経費	11,000 (管理経費 (1, 200	
		岩	行政管理経費		庁舎等管理経費 保健所・教育総合センター管理経費	西部出張所管理経費 北部出張所管理経費	情報化推進事業経費					鴻ノ池陸上競技場等管理経費	3,000 おのおり はいかい カラ はい	コミュニティスポーツ施設管理経費	都和スポーツ施設管理経費	
		金額	06	18	35, 200	3, 200	09	20	454	29,000	171	21,800				
	節	K K	幸员西州	旅費	需用費	需用費	h M A A A A	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃 借料	委託料				
			3 1	∞	0 10	01 10	5 1	10	5 11	12	13) 12				4
	(3 版	108		35, 200	3, 200	29, 735		29, 735			21,800				
	1	無 財 河 河 内	一般財源		一般財源	一般財源	特定財源	(内訳) 国居共中令	日子上			一般財源				
-		111111111111111111111111111111111111111	6, 758, 282		523, 918	356, 680	893, 147					546, 454				
•		補正額	108		35, 200	3, 200	29, 735					21,800				
•		補正前の額	6, 758, 174		488, 718	353, 480	863, 412					524,654				
		ш	1 一般管理費		6 財産管理費	8 自治振興及び 出張所並びに 連絡所費	12 情報管理費					16 スポーツ施設 佐油書	三年 三二十二			第2款 総務費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位:千円)		· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	庁舎等施設整備事業			西部生涯スポーツセンター屋内施設改修事 ※ 12.1 AOO	#部の # 第一部 # 10.600 10.600 10.600 10.600 10.600 仮称右京コミュニティスポーツ会館整備事業 業 第 25,000 都 7 本陸上競技場改修事業 17,600 中央第二武道場改修事業 20,700	
		金額	800	35,000	286, 700	53,000	173, 300	
	節	X X	10 需用費	12 委託料	14 工事請負費	12 委託料	14 工事請負費	
	元		322, 500 1	1	322, 500 1	213, 800 1	213,800	566, 035 72, 808
			特定財源	(内訳)	市債	特定財源	(内) 市 一般財源	特定財源 一般財源
		111111111111111111111111111111111111111	946, 519			486, 930		11, 627, 511
		補正額	322, 500			226, 300		638, 843
	補正前の額		624,019			260, 630		10, 988, 668
		ш	18 广舎等施設整 (#書業集)	() () () () () () () () () () () () () (19 スポーツ施設 救徒事業	以	- 1

第2款 総務費

第2項 企画費

(上田)				5, 200	1,000	5, 700	300	400	007	2, 300					
(単位:千円)		説明	エネルギー政策経費	写真美術館管理経費 名勝大乗院庭園文化館管理経費	音声館運営管理経費 なら100年会館運営管理経費	ならまちセンター管理経費 西部会館市民ホール管理経費	北部会館市民文化ホール管理経費	奈良市杉岡華 邮書道美術館管理経費	都祁交流センター運営管理経費	入江泰吉旧居管理経費	文化振興施設整備事業			地域振興基金経費	
		金額	200	24, 900							300	5,000	23, 700	4,000,000	
	節	X A	0 需用費	2 委託料							0 需用費	2 委託料	4 工事請負費	2 償還金利子及 び割引料	
			500 10	24, 900 12							29, 000 10	12	23,000 14	4,000,000 22	, 000 , 400
		額内の訳		24							29	C	7	4,000	29, 000 4, 025, 400
		国 到 第 日	一般財源	一般財源							特定財源	(内訳)	首川	一般財源	特定財源 一般財源
		1111111	43, 474	1,048,658							33,000			4, 000, 000	5, 828, 953
		補正額	200	24, 900							29,000			4,000,000	4, 054, 400
		補正前の額	42, 974	1, 023, 758							4,000			I	1, 774, 553
		ш	3 環境対策費	5 文化振興費							6 文化振興施設數備電光	治温中米 河		7 地域振興基金費	1

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位:千円)		説明	社会福祉事務経費 知かによった。 211,430	前か価値でンター官理連当粒質 400 月ヶ瀬福祉センター管理運営経費 1,000	障害者支援施設等感染拡大防止経費	55,851 総合福祉センター運営管理経費 2,100		軽費老人ホーム運営費補助事業経費	4,530 老人福祉センター運営管理経費 12,500	老人福祉施設等整備費補助事業	
			1,680 社会福祉	1	100 障害者支担			500 軽費老人>	536 老人福祉		
		金額	1, 6	211, 150	2, 1	35, 851		12, 5	4,	75, 903	
	飾	X A	委託料	償還金利子及 び割引料	委託料	負担金補助及 び交付金		委託料	負担金補助及 び交付金	負担金補助及び交付金	
			10 12	22	0 12	18		12	18	8 8 0 0 1 18 2 8 8 0 0 0 13 8 18	
	(2 版	212,830		23, 900	23, 900	14,051	17,036		75, 438 47, 498 25, 440 2, 500 465 465 99, 338 244, 382	
	1-	無 正 領 財 源 内	一般財源		特定財源	(内訳) 国庫支出金	一般財源	一般財源		特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 市債 一般財源 特定財源	
		111111111111111111111111111111111111111	1, 999, 428		13, 897, 753			1, 056, 998		334, 345	
		補正額	212, 830		37, 951			17,036		75, 903	
		補正前の額	1, 786, 598		13, 859, 802			1, 039, 962		30, 380, 749	
		ш	1 社会福祉総務		3 障害者福祉費			4 老人福祉費		10 高齢者福祉施 設整備事業費 計	

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位:千円)		説明	児童福祉事務経費 766,755					こども園運営管理経費	保育所運営管理経費	ひとり親家庭等医療費助成経費		学童保育経費					
		金額	735 児童	1,564	1,253	2, 307	766, 755	5,700	400 保育	₹\Q 96	136	8,300 学童	3, 913				
	節	X X	需用費	役務費	委託料	負担金補助及 び交付金	償還金利子及 び割引料	需用費	需用費	需用費	役務費	需用費	償還金利子及 び割引料				
			14 10	11	12	18	22	5, 700 10	400 10	231 10	11	532 10	22	2, 766	2, 766	181	
	Į.	無に徴めばずる。	一般財源 772,614					一般財源 5,7	一般財源	一般財源		特定財源 5,8	(内訳) 国庫支出金			一般財源 6,681	
		1111111	3, 689, 069					5, 465, 533	734, 523	1, 737, 191		1, 231, 298					
		補正額	772, 614					5, 700	400	231		12, 213					
		補正前の額	2, 916, 455					5, 459, 833	734, 123	1, 736, 960		1, 219, 085					
		ш	1 児童福祉総務	ĬĽ				3 認定こども園費	4 保育所費	5 母子福祉費		8 学童保育費					

民生費 第3款

		L
	節	l
		l
		l
		l
		l
丰	4	<
児童福祉費		
童	174	×
旦	1	1
闽	4	H
52項	٦	7
無		

(中仏: 十円)	崩		
		バンビーホーム整備事業	
	金額	31, 100	
前	K K	12 委託 14 工事請負費 14 工事請負費	
	額の時に	36, 100	41, 632 785, 626
	計 財 河 河 万	帝 (内 (大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	特定財源 一般財源
	11111111111111111111111111111111111111	564, 583	23, 674, 490
	補正額	36, 100	827, 258
	補正前の額	528, 483	22, 847, 232
	ш	動 動 事 事 動 動 動 動	110 III III III III III III III III III

(単位:千円)				
		説明	生活保護運営対策事業経費	
		金額	94, 722	
	節	N A	22 償還金利子及び割引料	
生活保護費		徴内の訳	94, 722	94, 722
第3項 生泡		四十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一般財源	特定財源 一般財源
		11111111	583, 312	12, 929, 312
		補正額	94, 722	94, 722
₩		補正前の額	488, 590	12, 834, 590
第3款 民生費		ш	1 生活保護総務	計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

補正前の額)			
	補正額	111111111111111111111111111111111111111	財産	景		水	金額	説明	
880, 895	186, 225	1, 067, 120	特定財源	108,649	10	無用費	34, 800	保健衛生事務経費に転込ましている。	176,925
			(内訳)		11	役務費	3,000	1	9, 300
			国軍人口領	105,649	12	委託料	97, 500		
			示 文 田 筬	3,000	22	償還金利子及	50, 925		
			一般財源	77, 576		い割ら 本 			
2, 495, 884	1, 410, 317	3, 906, 201	特定財源	736, 800	1	幸	2, 148	予防接種経費	
			(内訳)		2	報償費	10, 991		
			国国人田部	736, 800	∞	旅費	222		
			一般財源	673, 517	10	需用費	4, 350		
					11	役務費	35, 894		
					12	委託料	682, 658		
					13	使用料及び賃 借料	537		
					22	償還金利子及 び割引料	673, 517		

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

									(単位:千円)
				1:		節			
ш	補正前の額	補正額	1111111	無 时 河 万	S 能	X A	金額	党	明
3 墓地火葬場費	296, 537	14, 300	310,837	特定財源	8,600 1	10 需用費	14, 300	墓地火葬場管理経費	
				(内訳) 使用料及び手数料 8,6	=数料 8,600				
				一般財源	5, 700				
4 診療所費	652, 463	1, 400	653, 863	一般財源	1,400 1	12 委託将	1, 400	田原診療所運営管理経費 柳生診療所運営管理経費 月ヶ瀬診療所運営管理経費 都和診療所運営管理経費 報和診療所運営管理経費	100 200 300 600 200
5 母子保健費	345, 963	43, 929	389, 892	一般財源	43, 929 1	10 需用費	42	不妊治療費助成経費	39, 116
						11 役務費	87	个育症衍燎實等则风栓實	4, 813
					1	19 扶助費	43,800		
8 保健衛生施設 數件事業	134,653	9, 100	143, 753	特定財源	9, 100 1	12 委託料	3,000	保健衛生施設整備事業	
世界 美国				(内訳) 市債	9, 100	14 工事請負費	6, 100		
9 病院費	551, 285	3, 100	554, 385	一般財源	3, 100 1	18 負担金補助及 び交付金	3, 100	病院事業会計繰出経費	
1111111	5, 639, 712	1, 668, 371	7, 308, 083	特定財源 一般財源	863, 149 805, 222				
第4款 衛生費									

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位:千円)			42, 298 7, 984	511, 070	11, 400					
()		荒	保健所事務経費 衛生検査経費	感染症予防対策経費	枯核医煤質公貨項担整貨					
		金額	50, 282	24,832	4, 271	1,867	100	491, 400		
	節	X &	償還金利子及 び割引料	韓國州	共済費	旅費	負担金補助及 び交付金	扶助費		
		数を記る	50, 282 22	315, 585 1	4	315, 585 8	206, 885 18	61	315, 585 257, 167	
		財工	一般財源	特定財源	(内訳) 国际主出入	一大山大田	一般財源		特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	639, 759	1, 395, 287					2, 231, 143	
		補正額	50, 282	522, 470					572, 752	-
,		補正前の額	589, 477	872, 817					1, 658, 391	-
		ш	1 保健所総務費	2 保健予防費					111111111111111111111111111111111111111	第4款 衛生費
				- 1					<u> </u>	KUT/

第4款 衛生費

第3項 清掃費

: 千円)					2, 100 1, 000 600	60, 700 10, 400			34, 100	400	
(車位:		説明	環境清美施設管理経費	ごみ収集車両管理経費	最終処分地事務経費 南部埋立処分地施設管理経費 奈良阪埋立処分地施設管理経費	焼却炉管理経費 破砕機管理経費	衛生浄化センター管理経費	清美車両管理経費	清掃施設整備事業 梅却如理協塾數儘重業		
		金額	3,600	2, 300	3, 700	71, 100	7, 100	200	0.2	44, 330	
	節	以	需用費	需用費	無 用 費	需用費	需用費	需用費	需用費	工事請負費	
•			01 10	01 0	0 10	01 0	01 0	01 0	01 0	0 0	0.0
	(2 版	3,600	2,300	3, 700	71, 100	7, 100	200	44, 400	44, 400	44, 400 88, 300
	1:	世 河 河 河 万	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	特定財源	(内訳) 国庫支出金	特定財源 一般財源
•		100	1, 374, 527	1, 726, 323	310, 879	1, 575, 983	463, 575	15,859	351, 373		5, 818, 519
		補正額	3,600	2,300	3, 700	71, 100	7,100	200	44, 400		132, 700
		補正前の額	1, 370, 927	1, 724, 023	307, 179	1, 504, 883	456, 475	15, 359	306, 973		5, 685, 819
		ш	1 清掃総務費	2 塵芥処理費	3 最終処分地管理費	4 環境清美工場 維持管理費	5 し尿処理費	6 清美費	7 清掃施設整備 _{電業费}	以 长	1

	进
	(刊)
労働諸費	
第1項	
労働費	

第5款

(単位:千円)		日	貴		
		克皇			
		額	11, 300		
	節	④			
	負	X X	12 委託巻		
•		2 点	11, 300	0 11,300	
		止源留内			
		重益		特定財源 一般財源	
,		1	114, 890	114,890 特定財源 一般財源	
,		補正額	11, 300	11, 300	
		補正前の額	103, 590	103, 590	
		ш	1 労働諸費	1 11114	第5款 労働費

商工費
第7款

商工費

(単位:千円)		明		
-		强	商工施設整備事業	
	節	金額	6,000	
		X	12 委託料 14 工事請負費	
•		後 民 民		63, 900
		祖 漢 漢	特定財 (内 市 市	特定財源 一般財源
•		11111111	71, 900 ½	1, 518, 395
,		補正額	63, 900	63, 900
	補正前の額		8,000	1, 454, 495
		ш	6 商工施設整 兼漢	十二年,第7年

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位:千円)			200 600 10,000	100		
(単位		説	柳生の里観光施設運営管理経費 針テラス運営管理経費 月ヶ瀬温泉運営管理経費 会自m額光施設運送管理経費			
		額	10, 900	6,000	27, 400	
		翎				
	節	X A	12 委託料	12 委託料	14 工事請負費	
	補正額の財源内訳		10, 900	33, 400	33, 400	33, 400 10, 900
			一般財源	特定財源	○ 七○ ○○ ○	特定財源 一般財源
			797, 569	106,087		1, 114, 410
	州正額		10, 900	33, 400		44, 300
	補正前の額		786, 669	72, 687		1, 070, 110
		ш	2 観光振興費	3 観光施設整備	事	計 第8款 観光費

道路橋梁費
第2項
上木費
第9款

(単位:千円)				
(東)		间		
		完	街路灯管理経費	
		額	26,000	
		金		
	節	X A	10 需用費	
		領 内 訳	26, 000	26,000
	新 財 財 源 で		一般財源	特定財源 一般財源
		1 1111 I	1,020,463	3, 558, 087
		補正額	26,000	26, 000
		補正前の額	994, 463	3, 532, 087
		Ш	遺 路橋 梁 総 務	七十年 460年
			1	į.

第10款 消防費

消防費

第1項

4, 700 1, 100 2, 000 (単位:千円) 温 消防庁舎管理経費 防災センター運営管理経費 消防活動経費 消防施設整備事業 點 10,000 7,800 500 200,900 額 ④ 篼 工事請負費 尔 需用費 委託料 需用費 \boxtimes 10 12 14 10 140, 000 71, 400 211, 400 7, 800 7,800 211, 400 の訳 (内訳) 国庫支出金 額内 正源 市債 4,292,346 特定財源 一般財源 418,471 特定財源 一般財源 補財 3, 718, 650 7,800 219, 200 211, 400 補正額 3,710,850207,071 4,073,146 補正前の額 第10款 消防費 消防施設費 常備消防費 11111111 Ш വ

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)		明				
		売	教育委員会事務経費	教育振興施設整備事業		
		類	200	2,000	2,800	
		④				
	飾	X X	償還金利子及 び割引料	委託料	工事計算	
) P	200 22	4,800 12	4,800	4,800
	1948年	制 正 領 5 5 財 瀬 内 訳	一般財源	特定財源	(内) (克·貴)	特定財源 一般財源
•	111111111111111111111111111111111111111		1, 467, 853	59, 400 権		3,128,616 棒
•		補正額	200	4,800		5, 000
		補正前の額	1, 467, 653	54,600		3, 123, 616
		ш	1 教育委員会費	5 教育振興施設 救備重業		# 2-72- 72-12-22

第11款 教育費

小学校費

第2項

(単位:千円) 温 小学校運営管理経費 小学校施設整備事業 點 400 3,600 9,880 993, 100 額 ④ 節 工事請負費 備品購入費 尔 需用費 需用費 \boxtimes 14 10 10 993, 500 1, 003, 380 3, 600 9,880 9,880 3,600 993, 500 の 訳 額内 正源 (内訳) 繰入金 (内訳) 市債 特定財源 一般財源 一般財源 1,185,318 特定財源 849,830 特定財源 補財 2, 342, 260 11111111 13, 480 993, 500 1,006,980 補正額 836, 350 191,818 1, 335, 280 補正前の額 小学校施設整 備事業費 1 小学校管理費 第11款 教育費 11111111 Ш

第11款 教育費

中学校費

第3項

(単位:千円) 田 中学校施設整備事業 中学校運営管理経費 蠹 6,006 565,800 額 ④ 節 工事請負費 備品購入費 尔 \boxtimes 565, 800 14 571, 806 0 6,006 565,800 6,006 の訳 額內 正源 (内訳) 繰入金 (内訳) 市債 1,435,627 特定財源 一般財源 447,596 特定財源 759, 206 特定財源 補財 11111111 571,806 6,006 565,800 補正額 193, 406 441, 590 863, 821 補正前の額 中学校施設整 備事業費 中学校管理費 第11款 教育費 11111111 Ш

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位:千円)		明		
		説	幼稚園運営管理経費	
		額	2,000	
		剱		
	節	X A	10	
	6	2 長	3, 200	2,000
	1:		一般財源 国庫支出金 県支出金	特定財源 一般財源
		1111111	807, 013	807, 013 #
		補正額	2, 000	2,000
		補正前の額	805, 013	805, 013
		ш	1 幼稚園費	点 指 第11第

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(E			100	300			1, 700 700	10, 900	5, 300				
(日十:77年)		説明	黒髪山キャンプフィールド運営管理経費 青少年野外活動センター運営管理経費		公民館運営管理経費		中央図書館管理経費 西部図書館管理経費 北部図書館管理経費	社会教育施設整備事業 図書給數應事業					
		金額	400		2, 200	8, 100	2, 500	10,000	22, 200				
-4-4	節	K X	委託料		需用費	委託料	需用費	委託料	工事請負費				
-			400 12		00 10	12	00 10	00 12	14			00	
		を付います。	4		10,300		2, 500	32, 200	32, 200			32, 200 13, 200	
	1	本 選 選 に に に に に に に に に に に に に	一般財源		一般財源		一般財源	特定財源	(内訳) 市債]	特定財源 一般財源	
		111111111111111111111111111111111111111	119, 554		688, 533		235, 113	103, 730				1, 339, 239	
		補正額	400		10,300		2, 500	32, 200			!	45, 400	
		補正前の額	119, 154		678, 233		232, 613	71, 530				1, 293, 839	
		ш	3 青少年育成費		4 公民館費		5 図書館費	10 社会教育施設數/ 數學 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三		1	1111111	第11款 教育費

(単位:千円)		明		
		흜	学校給食事務経費	
		金額	8, 200	
	節	N A	10 無用費	
保健体育費	Ħ	額内の訳	8, 200	8,200
第7項 保		祖 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	一般財源	特定財源一般財源
		1111111	2, 439, 583	2,622,677 特定財源 — 般財源
		補正額	8, 200	8, 200
費		補正前の額	2, 431, 383	2, 614, 477
第11款 教育費		ш	1 学校給食量	計 新賀

第13款 公債費

第1項 公債費

(単位:千円)		间			
		清	長期債元金償還経費		
		金額	2, 769	573, 816	
	節	X &	補償補塡及び 賠償金	賃還金利子及 び割引料 ・	
	補正額の財務内割		576, 585 21	52	0 576, 585
			一般財源		特定財源一般財源
		1 11111111	17, 368, 360		18,076,460 特定財源 —般財源
	補正額		576, 585		576, 585
		補正前の額	16, 791, 775		17, 499, 875
		ш	1 元金		計 第13款 公債費

#1 盤 田 實 1 結 4.

(単位 千円)

会計年度任用職員
 総括

			給	与 費				
区	職員数(人)		茶	職員手当	111111111111111111111111111111111111111	共落費	₩	二
補正後	201[2,418]	2,701,389	508,725	353,192	3,563,306	525,680	4,088,986	
補正前	201 [2,387]	2,674,409	508,725	353,192	3,536,326	521,409	4,057,735	
光	[31]	26,980			26,980	4,271	31,251	
[]本[]	1 今計年度休用の駅	「一内は一会計年毎年田の職を上次ろ聯目であつて アの一浦間当たり		バ浦堂の勤務時間が堂時勤務を更する聯を上がる聯員の一浦間当たりの诵堂の勤務時間にすり何い 第1	よく聯タエカス聯目の一浦間	当たりの、通堂の勘察	時間に出し知い職員のを	、教

	长 図	無圭備更	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
職員手当の	補正後	16,236	13,776	1,094	322,086
片	禅 亚齅	16,236	13,776	1,094	322,086
	殚 汨				

(単位 千円) 析 無 旧 點 26,980 内罚 別 田 給与改定に伴う増減分 増減 (2)報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 その他の増減分 26,980 減 額 严 盃 R $|\times|$ 鞍

上記以外の非常勤特別職の報酬

发	世	正前	横	正後
		予算額	首丫	予算額
プロポーザル審査会委員	λ 20	千円 460	人 26	千円 610
1111 <u>-</u>	3,421	112,127	3,427	112,277

	(単位 千円)	詩尺	一. 如四日子河	他	全額	7,500	137,976
477		源内	源	6 3			
支出額の見		の財	定財	地方債			
三出額又は		左	特	国県支出金			394,284
.わたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 額等に関する調書		当該年度以降の	予 定 額	金額	限度額に同じ	7,500	532,260
		子工工	大田.	削 崩	今和4年度 から 令和7年度 まで	今和4年度 から 令和5年度 まで	今和4年度 から 今和9年度 まで
ものについ		前年度末までの	見込)額	金額			
降にわたる 予定額等に		前年度	支出()	期間			
るで翌年度以ば以降の支出			限度額		経費見直し前後 の支払額差額に 物価変動による 増減額を加算し た額	7,500	532,260
(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書			鬥		業務委託	館・中央第二 投備賃借料	拠点事業委託
(2)	(1. 追加分)		 		経費見直し	奈良市中央体育館·中央第二体 育館 照 明 設 備 賃 借 料	地域子育て支援拠点事業委託

(3)	地方債の前前年,	(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	前年度末及び当該年度末に	よける現在高の見込みに	関する調書 (単位 千円)
		製	垣 担	(1)	田
M	\$	当該年度中増減見込み	火茅丘 年十 田 才 吉 日 7 始	当該年度中増減見込み	业学厅中十四个古自江馆
		当該年度中起債見込額	三 郎平及不先任同兄公银	当該年度中起債見込額	ヨ欧牛及不児在同児必領
1. 華	通	5,241,900	92,396,531	7,548,500	94,703,131
(2) 教	橅	791,100	24,999,997	2,601,200	26,810,097
(4) &	の他	1,361,800	32,882,867	1,858,300	33,379,367
3. %	の他	4,067,600	93,342,324	4,139,000	93,413,724
(1) 消	防	167,600	1,907,598	239,000	1,978,998
ďП	1==	9,352,500	185,970,844	11,730,500	188,348,844

2. 国民健康保険特別会計 (1)国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

36, 970

(単位:千円)

111111111

36, 736, 970

36,970 36,970 補正額 36, 700, 000 補正前の額 111111111 ⟨□ 蔌 裖 歳入 1. 終括 繰越金

9

(H			焱	36, 970	36, 970	36, 970				
··		1		36	36	36				
(単位:千円)		ήΛ	灰							
)	票					色				
	\mathbb{K}		他			繰越金				
	源		0							
	盐	源	そ							
	6		債			长				
	額	財	方 (一般財源内訳				
	띰	迅	相			- 一般				
	舞	特				-				
		#	出金							
			国県支出金							
			Ħ							
			<u> </u>	833	026					
		111111111111111111111111111111111111111		76,833	36, 736, 970					
	1 111111			36,						
				(0					
		額		36, 970	36, 970					
	補正額		63	(7)						
	ншк			863	000					
	前の額			39, 863	36, 700, 000					
	補正前の額			36,						
					11111111					
		¥			⟨□					
		蔌			丑					
(田				谻	the A					
歳 上				諸支出金	辦					
()										
				2						

2. 歲入 第6款 繰越金

繰越金

第1項

(単位:千円)				
)	H	<u>r</u>		
	只能	_በ ፖር	· 蒙計 測 余 繰 越 金	
		額	36, 970	
	節	金		
	<u>f</u>	区分	1 繰越	
				02
	1111	п	36, 970	36, 970
•	加工。	們工類	36, 970	36, 970
	4年二時 の 緒	作工品での		Ι
	П	П	1 繰越金	1

国民健康保険特別会計

3. 蕨 出 第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位:千円)		明			
		説	国民健康保険償還金		
		金額	36, 970		
	節	X X	賃還金利子及 び割引料 を割引料		
		後で記され	36, 970 22	0 36, 970	
		温 温 温 に に に に に に に に に に に に に	一般財源	特定財源 一般財源	Ì
		1111111	36, 970	76, 333	
		補正額	36, 970	36, 970	
		補正前の額		39, 363	410
		ш	2 償還金	1	国民健康保険特別会計

3.介護保険特別会計 (1)介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

1. 終括

399, 193 35, 399, 193 (単位:千円) 111111111 399, 193 399, 193 補正額 35,000,000 補正前の額 11111111 ⟨□ 蔌 \prec 꽳 歳入 繰越金

ı						
Д)		流	於	399, 193	399, 193	399, 193
4		1	£	399,	399,	399,
(単位:千円)		九	ΧĬ			
<u></u>		1				
	职		<u>.</u>			俊
	\mathbb{K}		他			· · · · · · · · · · · · · ·
	澒		0			
	益	頒	4			
	6	Ţ				展
		財	債			一般財源内訳
	鏡		为			發 和
	띰	迅	型			1
	舞	特				
		#	金			
			国県支出金			
			国県			
				410, 393	, 193	
		111111111111111111111111111111111111111		410,	35, 399, 193	
		בווונד			35,	
				193	193	
		籍		399, 193	399, 193	
		補正額				
		1007		300	000	
		の額		11, 200	35, 000, 000	
		補正前の額			35, (
		無				
					+==	
					⟨□	
		蔌				
$\overline{}$					丑	
丑				④	羰	
搬				諸支出金	加	
TIES				星		
$\overline{}$				2		

繰越金 2. 歲入 第7款

繰越金

第1項

(単位:千円)	H	P.7		
	\(\sum_{\pi}\)	፱፫	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		金 額	399, 193	
	節	区分	1 繰越会	
,	1111	П	399, 193	399, 193
,	站工始	/佣 1.C.役员	399, 193	399, 193
,	報じまり解	作工に削りて食		I
	П	П	1 繰越金	111111111111111111111111111111111111111

介護保険特別会計

3. 歲 出 第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位:十円)	明		
	- 計	賃還金経費	
	金額	399, 193	
	X X	償還金利子及び割引料	
	額 の 対 対	399, 193 22	0 399, 193
	補財源	一般財源	特定財源 一般財源
	1	399, 193	410, 393
	補正額	399, 193	399, 193
	補正前の額	1	11, 200
	ш	2 償還免	+n

令和4年度奈良市病院事業会計 補正予算(第1号)

(総則)

- 第1条 令和4年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出)
- 第2条 令和4年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(利	斗 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	病院事業収益	2,501,407千円	21,123千円	2,522,530千円
第2項	医業外収益	2,292,749千円	3,100千円	2,295,849千円
第4項	特別利益	6,928千円	18,023千円	24,951千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	2,567,100千円	21,123千円	2,588,223千円
第1項	医業費用	2,417,943千円	3,100千円	2,421,043千円
第4項	特別損失	4,034千円	18,023千円	22,057千円

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

- 1. 令和4年度 奈良市病院事業会計補正予算(第1号) 実施計画
- 2. 令和4年度 奈良市病院事業会計補正予算(第1号)参考書
- 3. 奈良市病院事業注記表

令和4年度奈良市病院事業会計 補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

入

収

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			2,501,407	21,123	2,522,530	
	2. 医業外収益		2,292,749	3,100	2,295,849	
		4.他 会 計 負 担 金	324,317	3,100	327,417	一般会計負担金
	4. 特別利益		6,928	18,023	24,951	
		1. 過年度損益 修 正 益	3,334	18,023	21,357	指定管理者から の返還金

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病 院 事 業 費 用			2,567,100	21,123	2,588,223	
	1. 医業費用		2,417,943	3,100	2,421,043	
		2. 経 費	2,117,799	3,100	2,120,899	交付金
	4. 特別損失		4,034	18,023	22,057	
		1. 過年度損益 修 正 損	4,034	18,023	22,057	過年度県補助金 返還

令和4年度奈良市病院事業会計 補正予算(第1号)参考書

収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 病院事業 収 益				2,501,407	21,123	2,522,530		
	2. 医 業 外 収 益			2,292,749	3,100	2,295,849		
		4. 他 会 計 負 担 金		324,317	3,100	327,417		
			一般会計 負 担 金	324,317	3,100	327,417		
	4. 特別利益			6,928	18,023	24,951		
		1. 過年度損益 修 正 益		3,334	18,023	21,357		
			過年度損益 修 正 益	3,334	18,023	21,357		

支 出

						· · ·	 , 1 1 1 /
款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業 費 用				2,567,100	21,123	2,588,223	
	1. 医業費用			2,417,943	3,100	2,421,043	
		2.経 費		2,117,799	3,100	2,120,899	
			交 付 金	2,115,568	3,100	2,118,668	
	4. 特別損失			4,034	18,023	22,057	
		1. 過年度損益 修 正 損		4,034	18,023	22,057	
			過年度損益 修 正 損	4,034	18,023	22,057	

奈良市病院事業注記表

予算の注記を次のように改める。

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

	病院	看護専門学校	合計
事業収益	58,625	143,105	201,730
事業費用	2,422,543	143,210	2,565,753
事業損益	△ 2,363,918	△ 105	△ 2,364,023
経常損益	△ 68,482	△ 105	△ 68,587
セグメント資産	7,767,267	143,867	7,911,134
セグメント負債	7,303,892	117,695	7,421,587
その他の項目			
他会計繰入金	458,498	95,887	554,385
減価償却費	272,136	192	272,328

令和4年度奈良市水道事業会計 補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 令和4年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
 4. 主要な建設改良事業 3,650,322千円 △208,230千円 3,442,092千円
 (7) 都祁地域建設改良費 704,334千円 △131,010千円 573,324千円
 (8) 月ヶ瀬地域建設改良費 487,171千円 △ 77,220千円 409,951千円
 (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,495,000千円」を「不足する額2,356,180千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,435,553千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,296,733千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入 第1款 資本的収入 2,542,000千円 △69,410千円 2,472,590千円 第3項 補 助 金 257,546千円 △69,410千円 188,136千円 支 出 第1款 資本的支出 5,037,000千円 △208,230千円 4,828,770千円 第1項 建設改良費 3,857,968千円 △208,230千円 3,649,738千円 (継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	т	佰	事業名		補	正	前	補	正	後
示人	بِد	項	尹未石	総	額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
			都祁水道事業		千円	4	千円 174,680	436,700	4	千円 43,670
			中央監視制御 システム更新 工 事	436,700	5,700				5	131,010
資本的支出	建	設				5	262,020		6	262,020
資本的文山	改」	良費	月ヶ瀬簡易	1		4	102,960		4	25,740
			水 道 事 業中央監視制御システム更新	257	7,400			257,400	5	77,220
			工事			5	154,440		6	154,440

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

- 1. 令和4年度 奈良市水道事業会計補正予算(第1号) 実施計画
- 2. 令和4年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書 (第1号)
- 3. 令和4年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表 (第1号)
- 4. 令和4年度 奈良市水道事業会計補正予算(第1号)参考書

令和4年度奈良市水道事業会計 補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本的収入			2,542,000	△69,410	2,472,590		
	3.補助 3	Š	257,546	△69,410	188,136		
		1. 国・県その 他補助金		△69,410	188,136		

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本的支出				△208,230	4,828,770		
	1. 建設改良費		3,857,968	△208,230	3,649,738		
		7. 都 祁 地 域 建設改良費	704,334	△131,010	573,324		
		8. 月ヶ瀬地域 建設改良費	487,171	△77,220	409,951		

令和4年度奈良市水道事業会計補正予定 キャッシュ・フロー計算書(第1号)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	(単位:千円)
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	311,263
減価償却費	2,997,424
引当金の増減額 (△は減少)	16,232
長期前受金戻入額	△ 1,340,895
受取利息	△ 100
支払利息	172,634
固定資産除却損(撤去工事費除く)	195,522
未収金の増減額 (△は増加)	195,274
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△ 124,526
前払金の増減額(△は増加)	144,549
未払金の増減額(△は減少)	\triangle 7,597
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 36,040
その他流動資産の増減額 (△は増加)	<u> </u>
小計	2,523,739
利息の受取額	100
利息の支払額	<u> </u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,351,205
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,584,498
有形固定資産の売却による収入	2,779
補助金による収入	171,033
負担金による収入	293,573
分担金による収入	253,919
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,863,194
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,784,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	
財務活動によるキャッシュ・フロー	662,755
資 金 増 加 額	150,766
資金期首残高	6,749,911
資金期末残高	6,900,677

令和4年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表 (第1号)

(令和5年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

	資産の部		
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		4,145,143	
口建物	4,591,569		
減価償却累計額	△ 2,328,674	2,262,895	
ハ構築物	94,003,462		
減価償却累計額	△ 50,094,193	43,909,269	
二機械及び装置	20,540,448		
減価償却累計額	<u> </u>	5,049,418	
ホ 車 両 運 搬 具	129,718		
減価償却累計額	<u>△ 88,915</u>	40,803	
へ 器 具 備 品	170,041		
減価償却累計額	△ 109,419	60,622	
ト 建 設 仮 勘 定		188,614	
有形固定資産合計			55,656,764
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権		16,911,862	
ロ その他無形固定資産		1,006,187	
無形固定資産合計			17,918,049
(3) 投 資			
イ 出 資 金		3,175	
投 資 合 計			3,175
固定資産合計			73,577,988
2. 流動資産			
(1) 現 金 預 金		6,900,677	
(2) 未 収 金	848,683		
貸 倒 引 当 金	<u> </u>	800,604	
(3) 貯 蔵 品		14,888	
(4) その他流動資産		1,062	_
流動資産合計			7,717,231
資 産 合 計			<u>81,295,219</u>

負債の部

3. 固 定 負 債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	13,250,705		
企業債合計		13,250,705	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	1,289,530		
引 当 金 合 計		1,289,530	
固 定 負 債 合 計			14,540,235
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,115,084		
企業債合計		1,115,084	
(2) 未 払 金		357,057	
(3) 前 受 金		21,716	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	100,679		
引 当 金 合 計		100,679	
(5) 預 り 金		486,957	
流動負債合計			2,081,493
5. 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金	53,974,800	07 501 000	
(2) 収益化累計額	$\triangle 26,442,968$	27,531,832	07 501 000
操延収益合計			27,531,832
負 債 合 計			44,153,560

資 本 の 部

6. 資 本 金	14,982,951
7. 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
イ 受贈財産評価額 1,364,952	
口 諸 補 助 金 106,602	
ハ 分 担 金 5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入11,743,704	
資本剰余金合計	18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 減 債 積 立 金 1,000,000	
口 水 道 老 朽 施 設	
更 新 積 立 金 2,000,000	
ハ 当年度未処分	
利 益 剰 余 金 541,812	
利益剰余金合計	3,541,812
剰 余 金 合 計	22,158,708
資 本 合 計	37,141,659
負 債 資 本 合 計	81,295,219

令和4年度奈良市水道事業会計 補正予算(第1号)参考書

資本的収入及び支出

入

収

(単位:千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1.資本的収入				2,542,000	△69,410	2,472,590		
	3. 補助金			257,546	△69,410	188,136		
		1.国・県その他補助金		257,546	△69,410	188,136		
			(1)国·県その 他補助金	257,546	△69,410	188,136		

支 出

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	<u></u>	備	考
1. 資 本 的 支 出				5,037,000	△208,230	4,828,770		
	1.建 設改良費			3,857,968	△208,230	3,649,738		
		7. 都 祁 地 域建設改良費		704,334	△131,010	573,324		
			(25)工 事 請負費	704,334	△131,010	573,324		
		8. 月ヶ瀬地域 建設改良費		487,171	△77,220	409,951		
			(25)工 事 請負費	487,171	△77,220	409,951		

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。) において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育

する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者 が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の 末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当 該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異な るときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に 掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採 用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児 休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって | を「養育する非常勤職員 が | に、「該当するとき | を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当 して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及び ウに掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあってはウ に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員が する | を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする | に、「配偶者がする | を「配 偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号 イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 この条例の適用の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、措置が講じられたことに準じ、本市の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行おうとするものである。

奈良市議案第70号

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例 の一部改正について

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正しようと する。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「降給」とあるのは、「降給(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)附則第4項の規定による降給を除く。以下同じ。)」とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員には、市長が規則で定めるところにより、同項の規定 の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、降給に関する所要の規定の整備を行

おうとするものである。

奈良市議案第71号

奈良市職員の定年等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)の一部を次のように 改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条-第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)
- 第5章 雜則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6 第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「 その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当 該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に 改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第22条に規定する管理職手当を支給される職員の職(診療所、保健所等において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

- 第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準)
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制 上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能 力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任を すること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務 上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階 に属する職に、降任をすること。
 - (3) 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が 属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下 この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任をする場合には、第1号 に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる 場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又 は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には 、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合に おいて、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、 他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時

間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初

日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢6 0年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報 を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努 めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の奈良市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該

職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、市長が規則 で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用 する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第 1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用す

ることができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年 を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定 により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日 以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により 採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期 の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場 合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用 職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準

じた当該職に係る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達しているもの(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。 (令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日 の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた 当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4 第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正 法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとし

た場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定 する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定 する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職 (短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の 前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年 に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準 日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例 定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新

条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年と する。

(奈良市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 奈良市職員の再任用に関する条例(平成13年奈良市条例第4号)は、廃止する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本市における職員の定年の引上 げを実施するとともに、これに伴う諸制度を導入するため所要の改正を行おうとするもの である。

奈良市議案第72号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中「刑事裁判」を「刑事裁判所」に改める。

第5条中「以内とし、」を「以下の期間、その発令の日に受ける」に、「以内とする」 を「以下を減ずるものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額 を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、減給の効果に関する所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2を削る。

第16条の4第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下」の次に「この号において」を、「得た額(以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者が」を「当該職員が」に、「、その者の」を「、当該職員の」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5

項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「 定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条」を「第7条第1項から第8項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第26項の次に次の8項を加える。

(定年引上げに伴う給与に関する特例)

- 27 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月 1日(附則第29項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表 の給料月額のうち、第6条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項 、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を 乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とす る。
- 28 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - (2) 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第号)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第3条ただし書に掲げる職員
 - (3) 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項 に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を 延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 29 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の

職への降任をされた日(以下この項及び附則第31項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 30 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 33 附則第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 34 附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月

額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関 し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前	基準給									
再任用	料月額									
短時間	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)附則第27項から第34項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規 定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第7条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用について は、同項中「とする」とあるのは、「に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例(平成6年奈良市条例第50号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定 再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 とする」とする。

- 5 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第1 6条の4第2項、第17条第3項及び第24条第3項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第24条第3項 の規定を適用する。
- 8 新条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項から第8項まで、第11条から 第15条まで、第16条第3項及び第16条の3の規定は、暫定再任用職員及び暫定再 任用短時間勤務職員には適用しない。
- 10 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本市における職員の定年の引上げを実施するに当たり、その給与に関し、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。」を削る。

第3条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。 第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28 条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項」を「(同項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第12条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、

市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第 1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当 該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、 同条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) その者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
 - イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第8項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第9項に規定 する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第8項中「及び附則第11項」を「並びに附則第11項及び第14項から第22項まで」に改める。

附則第9項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第10項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則第13項の前の見出しを削る。

附則第14項中「第12項」を「第22項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第13項を附則第23項とし、同項の前に見出しとして「(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則第12項の次に次の10項を加える。

- 13 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
 - 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が 困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者とし て市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再 就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適当であると認めたもの
 - ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し 、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を 促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが 適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)
- 14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。
- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「

又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。

- 16 前2項の規定は、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第号)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 17 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 18 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲 げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中 「定年退職日」とあるのは「定年退職日(附則第16項に規定する職員以外の者であつ て奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第 号)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(以下「令和4年旧職員定年条例」 という。)第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達した日以後における 最初の3月31日とし、令和4年旧職員定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者 であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳に達した日以後 における最初の3月31日とする。)」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第 1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条 の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係 る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは 「その者に係る定年(附則第16項に規定する職員以外の者であつて令和4年旧職員定 年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条 例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当す る職員にあつては65歳とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年 齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 19 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条

の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項に規定する職員以外の者	60歳
附則第16項に規定する職員	6 5 歳

- 20 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第10条の規定の適用については、第5条の3本文及び第10条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の 左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条 の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条 第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7 条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分 の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の 年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは 、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の 日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職 の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差 に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の 左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5 条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5 条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第 7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100 分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者

の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第4項及び第8項の 改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則 第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法 附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用さ れた職員をいう。)に対するこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条 例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下 「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年 法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。
- 3 新条例第12条第4項の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後に新条例第12条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本市における職員の定年の引上 げを実施するに当たり、その退職手当に関し、所要の規定の整備を行おうとするものであ る。 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第7 0号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又 は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占 める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年奈良市条例第4号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(暫定再任用職員に関する特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和59年奈良市条例第4号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 附則に次の1条を加える。

(暫定再任用職員に関する特例)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1 項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第 2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する 職員とみなして、この条例の規定を適用する。 (奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1条を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年奈良市条例第4号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により 延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「奈良市職員の定年等に関する条例」を「定年等条例」に改め、同 号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により 延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の4第2項中「同条例第16条の4第2項第2号」を「同号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短

時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

4 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又 は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)の規定により採用された職員は、第18条第2号に規定する定年前再任 用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年引上げに関し、所 要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第71項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第76の3の4項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第76の3の5項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第6項」を「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第76の5項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、「既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同表第76の7項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定」の次に「又は同法第8条第2項において準用する同法第5条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持

イ 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 6条第1項第2号、第

```
5号、第6号又は第7
号に係る変更(以下こ
の項において「第7号
    9,000円
| イ 第7号等変更の場合 | に、 | イ 第2号等変更の場合 | を 11,000円 | 16,000円 |
イ 第7号等変更の場合
24,000円
イ 第2号等変更の場合
よ 47,000円
イ 第7号等変更の場合
47,000円
 に、 63,000円
イ 第7号等変更の場合
141,000円
188,000円
```

画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を 受けた地位の承継の承認申請手数料」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に 「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う引用条文の整理を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されることに係る申請手数料を定めるほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市障害者歯科診療所条例の制定について

奈良市障害者歯科診療所条例を次のように制定しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市障害者歯科診療所条例

(設置)

第1条 障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。以下同じ。)の歯科保健の向上を図るため、障害者歯科診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 障害者歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
みどりの家歯科診療所	奈良市柏木町519番地の28

(診療科目)

第3条 障害者歯科診療所の診療科目は、歯科とする。

(診療時間及び休診日)

- 第4条 障害者歯科診療所の診療時間は、午前9時から正午までとする。
- 2 障害者歯科診療所の休診日は、次のとおりとする。
 - (1) 第1木曜日
 - (2) 日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (4) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更し、又は休 診日であっても診療を行うことができる。

(事業)

第5条 障害者歯科診療所は、障害者の歯科医療相談及び歯科診療に関する事業その他市 長が必要と認める事業を行う。

(利用者)

第6条 障害者歯科診療所の利用者は、障害者その他市長が必要と認める者とする。

(使用料等)

第7条 障害者歯科診療所において徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療 所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)に定める使用料及び手数料の例による

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

2 奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1号中イを削り、同号中ウをイとし、工をウとする。

第4条の2第1項第1号中「及び第4号」を削り、同項第2号中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。

第4条の3第2項及び第3項中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。

別表第1障がい者福祉センターみどりの家の部みどりの家歯科診療所の項を削り、同部みどりの家はり・きゆう治療所の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)」に改める。

(提案理由)

総合福祉センターからみどりの家歯科診療所が移転することに伴い、所要の規定を整備 しようとするものである。

奈良市立応急診療所条例の一部改正について

奈良市立応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例(昭和50年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する

0

第2条の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「奈良市左京五丁目3番地の1」を「奈良市柏木町519番地の28」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

休日歯科応急診療所の移転に伴い、その位置を改めようとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する

0

第2条の表幼稚園の部奈良市立大宮幼稚園の項、奈良市立明治幼稚園の項、奈良市立登 美ヶ丘幼稚園の項及び奈良市立大安寺西幼稚園の項を削る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼稚園の一部を再編するための規定を 整備しようとするものである。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第1号中「「交通機関」を「この条において「交通機関」に改め、「料金」の次に「(以下この条において「運賃等」という。)」を加え、同条第2号中「「自転車等」を「この条において「自転車等」に改める。

第13条第2項第4号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。 附則に次の1項を加える。

4 職員(地方公務員法第22条の2第1項及び第22条の4第1項並びに附則第4条第 1項及び第2項により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4 月1日以後、当該職員に適用される給料については、奈良市一般職の職員の給与に関す る条例附則第27項及び第28項の規定の例により管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。) 附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新条例」という。) 第2条に規定する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。
- 3 新条例第18条の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用され た職員について準用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、60歳を超えて勤務する企業職員の給与の取扱いに関し、必要な規定を設けるほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第81号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1保険外併用療養費(医科)の項中「5,500円」を「7,700円」に、「2.750円」を「3,300円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

令和4年度診療報酬に関係する厚生労働省告示の改正に伴い、大規模な病院に対する患者集中を抑制するため、保険外併用療養費の改定を行おうとするものである。

奈良市議案第82号

令和3年度奈良市水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

令和3年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金2,630,549,337円のうち、1,000,000,000円を減債積立金に、400,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また1,000,000,000円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名称	種類	数量
消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型	1 台

- 2. 契約金額 35,970,000円
- 3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 株式会社モリタ関西支店 支店長 土居 典生

奈良市議案第84号

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名称	種類	数量
救急自動車	災害対応特殊救急自動車	1 台

- 2. 契約金額 24,750,000円
- 3. 契約の相手方 奈良市南京終町二丁目269番地 奈良トヨタ株式会社 代表取締役 菊池 攻

工事請負変更契約の締結について

橋梁耐震補強工事(西部第600号線(大和架道橋)他)について、次のとおり工事請 負変更契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更 することができる。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 橋梁耐震補強工事(西部第600号線(大和架道橋)他)
- 2 契約金額 変更前 148,280,000円 変更後 150,367,800円
- 3 契約の相手方 奈良市三条町511大鉄工業株式会社奈良営業所 所長 今中 富博

橋梁耐震補強工事(西部第600号線(大和架道橋)他)の概要

1.	工事場所	奈良市千代ヶ丘一丁目地内他

2. 工事規模 橋梁耐震補強工事

(大和架道橋) 橋長 車 道 橋 $L = 20.7 \, \text{m}$

側歩道橋 L=30.0m

(学園大和歩道橋) 橋長 L = 28.0 m

工場製作工 一式

工場製品輸送工 一式

舗装工 一式

区画線工 一式

道路付属施設工 一式

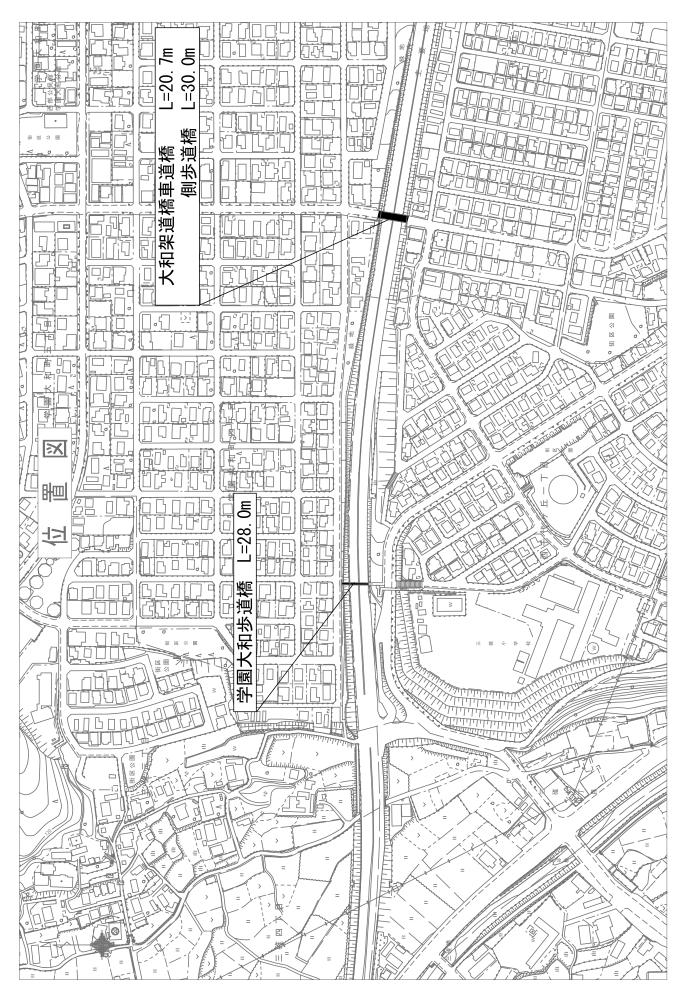
橋梁付属物工 一式

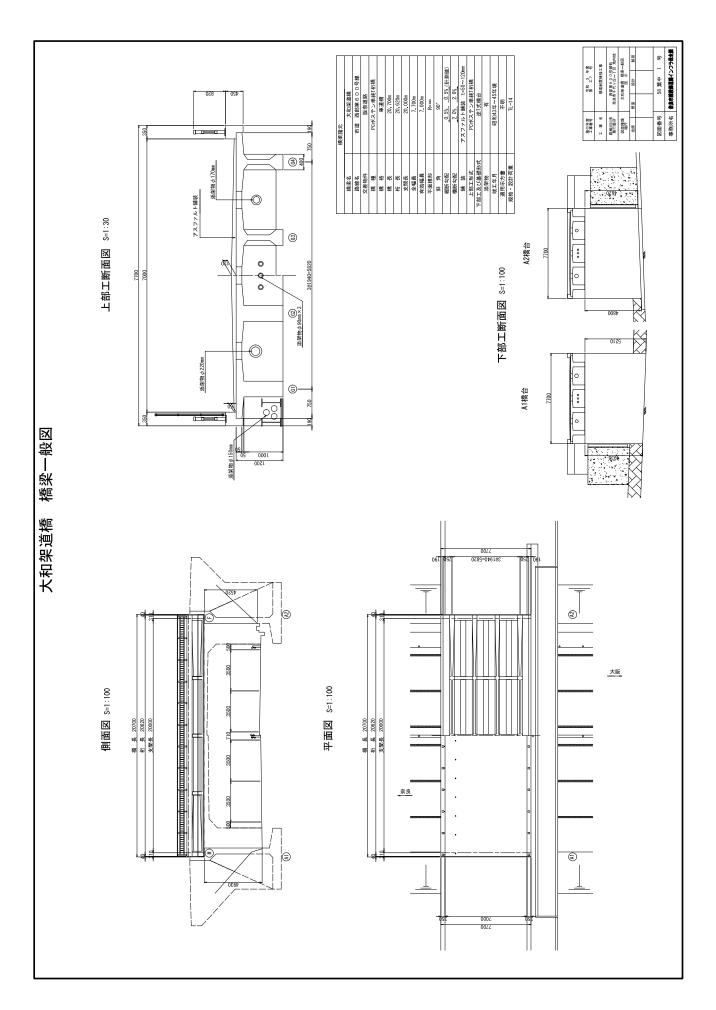
橋梁補修工 一式

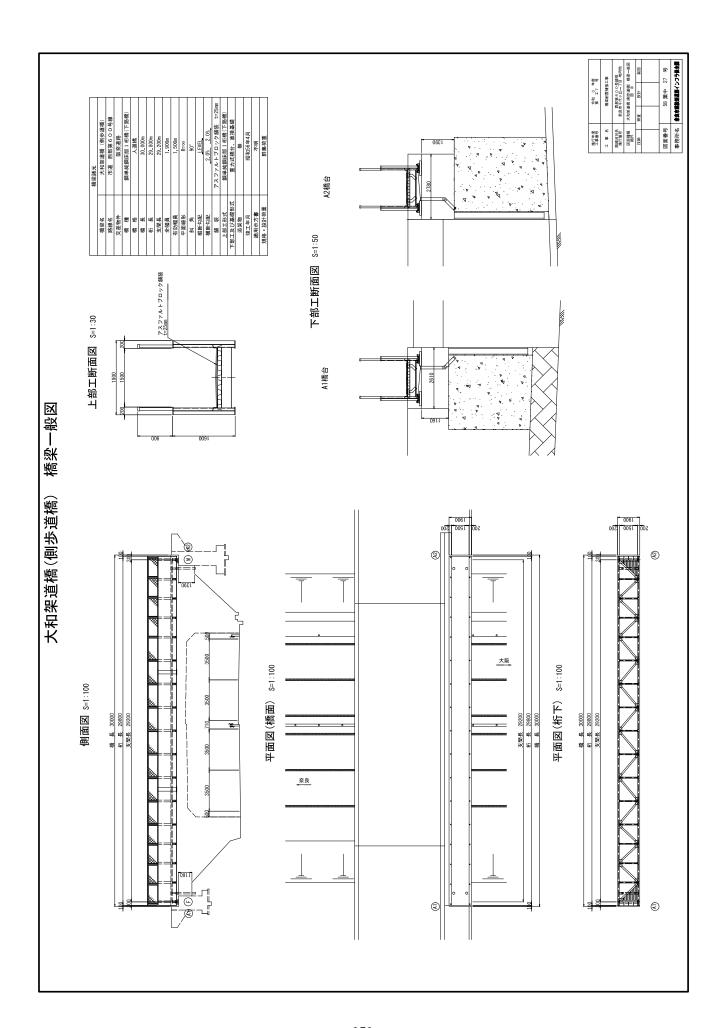
現場塗装工 一式

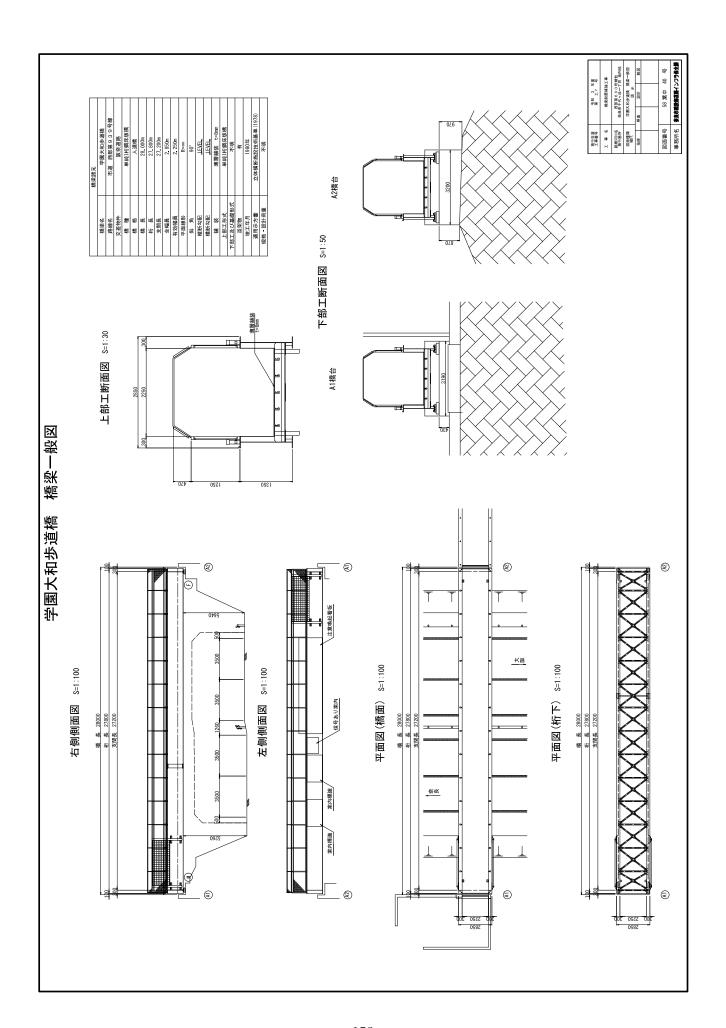
仮設工 一式

3. 工 期 令和4年3月16日から令和5年3月31日まで









奈良市議案第86号

工事請負契約の一部変更について

大和西大寺駅北口駅前広場整備工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和3年12月16日に議決された奈良市議案第117号大和西大寺駅北口駅前広場整備工事の契約金額中「500,060,000円」を「595,394,800円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市高天町38番地の3

大和西大寺駅北口駅前広場整備工事

鹿島・三和特定建設工事共同企業体

代表者 鹿島建設株式会社奈良営業所

所長 岡野 隆

三和建設株式会社

代表取締役社長 小林 伸嘉

增 額 95, 334, 800円

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年12月18日午前8時40分頃、奈良市鳥見町三丁目地内において、市道に設置されたカーブミラーが、根元の腐食により倒れ、家屋の壁を損傷させた事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。 令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 損害賠償の額 1,533,400円

損害賠償の額の決定について

令和4年2月21日午前10時30分頃、奈良市法華寺町地内において発生した水道管 の漏水により流出した濁水及び土砂が民有地内の庭木、庭石等を損傷させた事故について、 次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 損害賠償の額 3,267,000円

公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏名 林 揚子

履歴書

 氏 名 林 揚 子

 生年月日

 現 住 所

 学 歴

 職 歴

 資 格

奈良市諮問第7号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により議会の意見を問う。

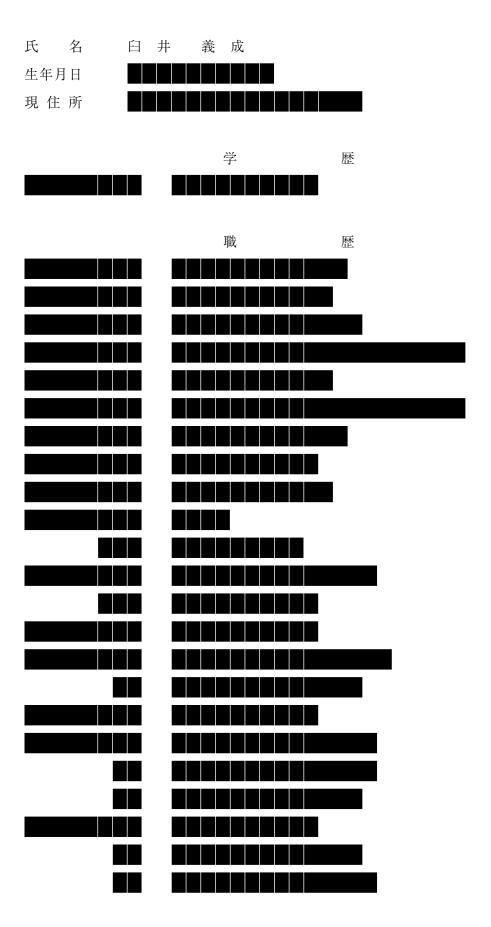
令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏名 台 井 義 成

履 歴 書



奈良市諮問第8号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により議会の意見を問う。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

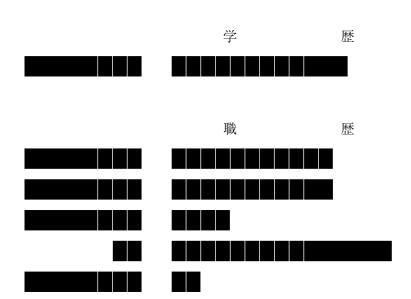
氏名奥谷いさ子

履歷書

 氏
 名
 奥谷いさ子

 生年月日
 日本

 現住所



奈良市諮問第9号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により議会の意見を問う。

令和4年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住所

氏名 戴野 ゆかり

履歴書

 氏
 名
 武野 ゆかり

 生年月日
 日本

 現住所

